

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

**Q** 計量混合調剤加算の算定要件に、「薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した場合」は算定できないとありますが、これはどのように解釈するのでしょうか。

(岐阜県 匿名希望)

**A** 自家製剤加算と同様、調剤（この場合は、計量かつ混合）してでき上がった薬剤がすでに薬価収載されている場合には、計量混合調剤加算を算定することができないということを意味しています。

計量混合調剤加算は、「薬価基準に収載されている2種類以上の医薬品を計量し、かつ、混合」した場合に、投薬量や投薬日数に関係なく、1調剤行為に対して算定するものです。ただし、自家製剤加算を算定した場合、または、「薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び

同一規格を有する薬剤を調剤した場合」は、計量混合調剤加算を算定することが認められていません(表1)。

この「薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した場合」とは、調剤報酬点数表(厚生労働省告示)の調剤料の注7(計量混合調剤加算)に「別に厚生労働大臣が定める薬剤である場合」とある通り、注6(自家製剤加算)の「ただし書」を指しており、具体的には「特掲診療料の施設基準等」の中で「使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に収載されている薬剤と同一規格を有する薬剤」であると明示されています(表2)。

すなわち、自家製剤加算の場合と同様に、調剤(計量かつ混合)してでき上がった薬剤と同じ規格が薬価基準に収載されている場合には、計量混合調剤加算を算定することができないものと解釈してください。

表1 計量混合調剤加算(通知)

(13) 計量混合調剤加算

ア 「注7」の計量混合調剤加算は、薬価基準に収載されている2種類以上の医薬品(中略)を計量し、かつ、混合して、液剤、散剤若しくは顆粒剤として内服薬又は屯服薬を調剤した場合及び軟・硬膏剤等として外用薬を調剤した場合に、投薬量、投薬日数に関係なく、計量して混合するという1調剤行為に対し算定できる。なお、同注のただし書に規定する場合は、次の場合をいう。

(イ) 液剤、散剤、顆粒剤、軟・硬膏剤について注6の自家製剤加算を算定した場合

(ロ) 薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した場合

[厚生労働省保険局医療課長「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日、保医発0305第1号)]

表2 厚生労働大臣が定める薬剤(告示)

|  |
|--|
| 調剤報酬点数表(平成24年3月5日, 厚生労働省告示第76号)  |
| 区分01 調剤料   |
| 注6 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は, 各区分の所定点数に1調剤につき(中略)それぞれ次の点数(中略)を加算する。ただし, 別に厚生労働大臣が定める薬剤については, この限りでない。<br>イ~ロ (略)  |
| 7 2種以上の薬剤(中略)を計量し, かつ, 混合して, 内服薬若しくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合は, 所定点数に, 1調剤につきそれぞれ次の点数(中略)を加算する。ただし, 注6に規定する加算のある場合又は当該薬剤が注6のただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤である場合は, この限りでない。<br>イ~ハ (略) |
| 特掲診療料の施設基準等(平成20年3月5日, 厚生労働省告示第63号)  |
| 第15 調剤   |
| 4 調剤料の注6ただし書に規定する薬剤<br>使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に記載されている薬剤と同一規格を有する薬剤  |

**Q** 計量混合調剤加算について質問です。ある書籍を見たら, 分包品を使用した際には同加算を算定できないと書いてありましたが, 次のような場合には, どう考えるのでしょうか。(岐阜県 匿名希望)

処方 散剤A 1回0.5g(1日1.5g)  
散剤B 1回1g(1日3g)  
1日3回毎食後

\*散剤Aは0.5gの分包品, 散剤Bは1gの分包品を使用して調剤する場合

**A** ご質問のケースについては, 計量混合調剤加算を算定することはできません。  
計量混合調剤加算は, 薬価基準に記載されている2種類以上の医薬品を「計量かつ混合」した場合に算定することが認められています。しかし, 分包品は, あらかじめ所定の分量が計量され, 既製品として流通しているものです。

したがって, そのような包装単位の医薬品を使用して調剤した場合には, 計量混合調剤加算を算定することは認められていません(分包品の販売の有無ではなく, その調剤において分包品を使用したか否かで判断します)。

**Q** ケース1のような処方せんにおいて, 服用時点異なるので内服薬2剤として調剤料を保険請求したところ, 同一銘柄の薬剤であるという理由から1剤分で請求するよう返戻となりました。それを踏まえて考えた場合, ケース2の調剤料はどのように解釈すべきでしょうか。(茨城県 匿名希望)

ケース1

①プロプレス錠4 1回1錠(1日1錠)  
朝食後 30日分

②プロプレス錠8 1回1錠(1日1錠)  
夕食後 30日分

ケース2

①プレドニン錠5mg 1回1錠(1日1錠)  
朝食後 30日分

②プレドニゾン錠1mg 1回2錠(1日2錠)  
夕食後 30日分

**A** ケース2については, 1剤として算定するのが妥当であると考えます。

保険処方せんについては, 医薬品名は「一般名処方」または「薬価基準に記載されている名称」で記載することになっています。ケース2の医薬品の場合, 「**Ⓢ**プレドニゾン錠」(1mg1錠, 2.5mg1錠, 5mg1錠)の3規格が存





在)が薬価基準の収載名称であって、「プレドニン錠5mg」という名称は薬価基準にはありません。

したがって、現行ルール上、ケース2の①、②はいずれも日本薬局方名「プレドニゾロン錠」として処方せんに

記載されるべきですので(調剤レセプトにおける記載も同様)、調剤料も1剤として取り扱うのが妥当であると考えられます。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、  
医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

### 「質問の募集」要項

#### 1. 質問の範囲

##### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

##### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？  
請求漏れがあった場合の対応は？という質問など。

##### ③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉砕してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270